

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年6月30日

横 手 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				横手市上境地先 外	無	令和4年度 ～ 令和8年度	横手市横手地域農地・水・環境保全組織
○				横手市平鹿町樽見内集落地先 外	無	令和4年度 ～ 令和8年度	樽見内地域農地・水・環境保全組織
○				横手市雄物川町大沢地先	無	令和4年度 ～ 令和8年度	金谷保全管理隊
○				横手市十文字町中村集落地先 外	無	令和4年度 ～ 令和8年度	中村環境保全会
○				横手市十文字町勘六集落地先 外	無	令和4年度 ～ 令和8年度	上鍋倉環境保全会